

## 公募型プロポーザル方式に係る手続開始のお知らせ

次のとおり提案書の提出を求めます。

令和6年4月12日

世田谷区

### 1 業務概要

#### (1) 件名

世田谷区学校改築に係る標準設計仕様書改訂等支援業務委託

#### (2) 業務内容

世田谷区の学校改築においては、教育委員会が具体的な設計指針として標準設計仕様書を定めているが、現在は平成26年度から35年度までのものであり、改訂の時期を迎えている。見直しにあたっては、10年間の法令等の改正や教育環境の変化等を反映させる必要があり、今後の学校改築を年3校ペースで進めていくためには、設計業務の効率化、工事コストの縮減、区職員の負担軽減等についても、より詳細に検討していく必要がある。

本業務は、学校改築に係る標準設計仕様書の改訂や改築事務マニュアルの作成等について検討するものである。

#### (3) 履行期間

契約の日から令和7年3月17日まで

### 2 参加資格

参加希望届出書提出日現在、次に掲げる項目のすべてに該当する事業者を対象とする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項に該当しない者であること、及び同条第2項による措置を現に受けていない者であること。
- (2) 世田谷区の競争入札参加資格を有していること。
- (3) 世田谷区から指名停止(入札参加禁止)を受けている期間中でないこと。
- (4) 都道府県民・市区町村民税に滞納がないこと。
- (5) 以下のうち、①又は②に該当すること。①のみ該当の場合、③又は④の実績を有すること。

①東京電子自治体共同運営サービスの共同運営格付において、建築設計格付が1位から100位以内の建築設計事務所であること。

②平成26年度以降に、小・中学校(義務教育学校含む。以下同じ)の新築又は改築に係る設計又はCM(コンストラクション・マネジメント)業務を完了していること。

③平成26年度以降に、小・中学校の標準設計仕様書同等の改訂又は作成業務を完了したもの

④平成26年度以降に、小・中学校改築事務に関するマニュアル(進行管理で活用できるもの)の作成又は改訂業務を完了したもの

- (6) 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条の規定により、一級建築士事務所の登録を受けていること。また、建築士法第 10 条第 1 項の規定による処分を受けているものが所属していないこと。
- (7) 経営不振の状態（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項の規定に基づき更正手続開始の申し立てをしたとき、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条第 1 項の規定に基づき再生手続開始の申し立てをしたとき、手形又は小切手が不渡りになったとき等をいう。）にないこと。

### 3 提案書の提出者を選定するための基準

上記「2 参加資格」を有する事業者であって、受付期限までに参加希望届出書を提出した者。

### 4 提案書を特定するための評価基準

#### (1) 1次審査における評価項目

評価項目	評価事項
事業者の体制・実績	業務実績
担当チームの能力 (技術者の実績等)	管理技術者及び各主任担当技術者の資格、業務実績

#### (2) 2次審査における評価項目

評価項目	評価基準
実施方針	<input type="checkbox"/> 業務の内容・性質に応じた動員を予定しているか。 <input type="checkbox"/> 業務遂行のための具体的なスケジュールを提案しているか。 <input type="checkbox"/> 業務の目的や内容を十分に理解しているか。 <input type="checkbox"/> 業務に対する熱意や意欲、調整力を感じられるか
提案能力	<input type="checkbox"/> 区の状況や課題の把握・分析を踏まえた提案であるか。 <input type="checkbox"/> 実現性・的確性のある提案であるか。

### 5 手続等

#### (1) 担当部課

世田谷区教育委員会事務局教育環境課

住 所 〒154-8504 世田谷区世田谷 4-2 1-2 7

世田谷区役所第一庁舎 2階（2 1 番窓口）※令和 6 年 4 月 1 9 日まで

世田谷区役所西棟（1 0 2 番窓口）※令和 6 年 4 月 2 2 日から

（土・日曜日、祝日並びに月～金曜日の正午～13 時を除く、9 時～17 時）

電 話 0 3 - 5 4 3 2 - 2 6 6 5

F A X 0 3 - 5 4 3 2 - 3 0 2 9

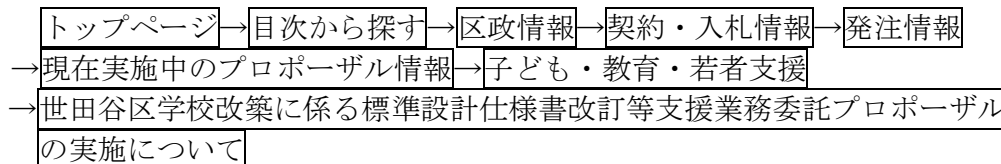
メール [SEA02040@mb.city.setagaya.tokyo.jp](mailto:SEA02040@mb.city.setagaya.tokyo.jp)

(2) 説明書等の交付期間及び方法

期 間 令和6年4月12日(金)～4月30日(火)午後5時

方 法 世田谷区ホームページよりダウンロード

<https://www.city.setagaya.lg.jp/mokuji/kusei/009/001/001/004/d00209093.html>



又は（ホームページの上部検索スペースにページ番号「209093」と入力して検索）

(3) 参加希望届出書の受領期限並びに提出場所及び方法

受領期限 令和6年4月30日(火)午後5時(必着)

場 所 世田谷区役所第一庁舎2階(21番窓口) ※令和6年4月19日まで  
世田谷区役所西棟 1階(102番窓口) ※令和6年4月22日から

方 法 事前連絡のうえ、直接持参すること。(郵送不可)

(4) 提案書類一式の受領期限並びに提出場所及び方法

受領期限 令和6年5月24日(金)午後5時(必着)

場 所 世田谷区役所西棟1階(102番窓口)

方 法 事前連絡のうえ、直接持参すること。(郵送不可)

## 6 その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨：日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約保証金：免除

(3) 契約書作成要否：要

(4) 関連業務の委託契約を随意契約により締結する予定の有無：無

(5) 提案にかかる費用は、参加者の負担とする。

(6) 提出された書類の記載事項に虚偽のあることが判明した場合、その参加者は失格とする。

(7) 区は、選定作業に必要な場合は提案書の複製を作成することができる。

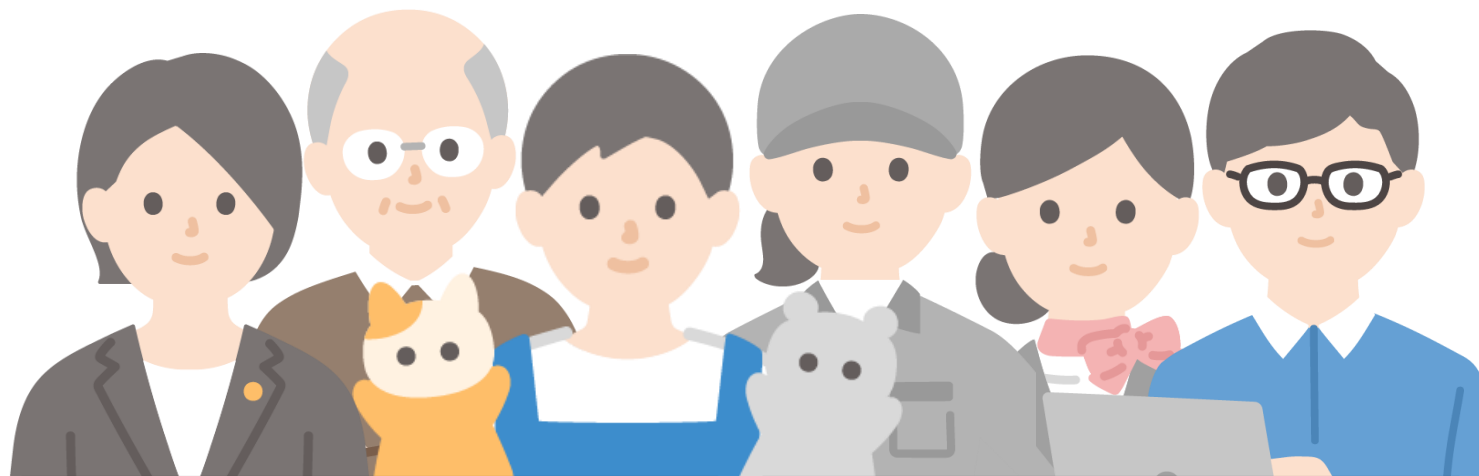
(8) 事業者からの提出物は返却しない。

(9) 区は、本件に参加表明をした者及び提案書を提出した者の商号・名称及び提案書の特定理由(審査経過等)を公表することができる。

(10) 本件は、契約相手方となる候補者を選定するためのものであり、業務の仕様については、選定過程において区が提示した資料及び提案事業者による提案内容に拘束されない。最終的な仕様は、選定された候補者と区で調整を行い、双方の合意により確定するものとする。

(11) 詳細は説明書による。

世田谷区との一定額以上の契約には  
「労働報酬下限額」が適用されます



工事請負契約の  
技能労働者

東京都の公共工事設計労務単価  
の職種ごとの85%相当額

(各職種の金額は裏面をご覧ください)

工事以外の契約の  
労働者

1時間あたり

1,330円

労働報酬下限額とは…

世田谷区との契約事業者が労働者に支払う労働報酬の下限とすべき額です。労働者は、事業者（下請負者含む）のもとで、対象案件※の業務に従事する方が対象です。一人親方や派遣労働者も含まれ、正社員・アルバイトなどの雇用形態は問いません。

※予定価格が3千万円以上の工事請負契約、予定価格が2千万円以上の工事以外の契約及び指定管理者協定（不動産の買入れ、賃貸借を除く）

世田谷区公契約条例とは…

世田谷区が事業者と結ぶ契約に関する基本方針や区長と事業者の責務などを定めた条例で、労働者の適正な労働条件の確保や、事業者の経営環境の改善を図ることなどを目的としています。契約事業者には、公契約条例に基づいて労働報酬下限額を守り、労働者への適正な賃金を支払うことで適正な労働条件の確保と向上に努めていただく義務があります。

公契約条例・労働報酬下限額の詳細については、世田谷区ホームページをご覧ください。

【問い合わせ先】世田谷区財務部経理課契約係  
電話：03-5432-2145～2152・2173・2435  
FAX：03-5432-3046

世田谷区 公契約条例

検索



## 世田谷区公契約条例のその他の取組み

### 《 労働条件確認帳票 》

賃金、労働時間、社会保険の加入などの労働条件が適正であることを確認するためのもので、予定価格が50万円を超える契約(※)において契約事業者に配布し、提出を求めています。また、この帳票は、事業者・労働者をはじめどなたでも契約担当窓口で閲覧できます。

※ 指定管理協定は金額を問わず全案件が対象

閲覧場所	閲覧できる帳票
経理課 (世田谷区役所第一庁舎 2階 20番窓口)	教育総務課が取り扱う契約以外の契約
教育総務課 (世田谷区役所第一庁舎 4階 46番窓口)	教育委員会の契約のうち予定価格が2千万円未満の契約

### 《 労働報酬下限額周知カードの配布 》

労働報酬下限額の対象となる契約の業務に従事する方一人ひとりに、契約事業者を通してその旨を周知するカードを配布し、契約事業者からは周知したことの確認書をご提出いただくことで、労働報酬下限額の周知及び遵守の徹底を図っています。

### 工事請負契約の技能労働者の労働報酬下限額（1時間あたり）

職種	労働報酬下限額	職種	労働報酬下限額	職種	労働報酬下限額
特殊作業員	3,007円	潜かん世話役	4,420円	型わく工	3,188円
普通作業員	2,699円	さく岩工	3,783円	大工	3,060円
軽作業員	1,870円	トンネル特殊工	3,602円	左官	3,273円
造園工	2,752円	トンネル作業員	3,124円	配管工	2,869円
法面工	3,358円	トンネル世話役	4,080円	はつり工	3,039円
とび工	3,315円	橋りょう特殊工	3,496円	防水工	3,634円
石工	3,337円	橋りょう塗装工	3,570円	板金工	3,443円
ブロック工	3,103円	橋りょう世話役	4,091円	サッシ工	3,230円
電工	3,199円	土木一般世話役	3,294円	内装工	3,326円
鉄筋工	3,284円	高級船員	3,889円	ガラス工	3,177円
鉄骨工	2,975円	普通船員	3,135円	建具工	2,859円
塗装工	3,475円	潜水士	5,015円	ダクト工	2,869円
溶接工	3,592円	潜水連絡員	3,666円	保温工	2,784円
運転手(特殊)	3,071円	潜水送気員	3,560円	設備機械工	2,805円
運転手(一般)	2,508円	山林砂防工	3,262円	交通誘導員A	2,019円
潜かん工	3,730円	軌道工	5,780円	交通誘導員B	1,764円
				上記以外の職種	1,330円

※上記の金額は熟練労働者に適用されます。

※上記の職種であっても、事業者が労働者等との合意の下で見習い又は手元等の未熟練労働者と判断する者及び年金等の受給のために賃金を調整している者については、1時間当たり1,540円になります。

このちらしに記載の労働報酬下限額は、令和6年3月14日告示によるものです。

適用対象は令和6年4月1日以後に締結する契約（上記の告示前に公告し、入札に付された契約を除く）です。